

○財務省令第三十一号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第百五十八号）の一部の施行に伴い、関税定率法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

関税定率法施行規則の一部を改正する省令

関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（入国者が輸入する携帯品等の免税）</p> <p>第二条の四 令第十三条の六の表の第二号の上欄（無条件免税をしない携帯品）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（入国者が輸入する携帯品等の免税）</p> <p>第二条の四 「同上」</p>

「一 略」

二 法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品（同号の二に掲げる物品にあつては、充填グリセリン等）同表の付表第一第二号の第二欄の(2)に規定する充填グリセリン等をいう。）に限る。  
次項において同じ。）

「三・四 略」

2 令第十三条の六の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄

「一 同上」

二 法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品

「三・四 同上」

2 令第十三条の六の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄

本邦に入国す	<p>に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手続を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、二十歳未満の者が、同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げる物品並びに同表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四・〇四・一          一号及び第二四・〇四・一九号に掲げる物品をその入国の際に携帯して輸入し、又は同条の手続を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。</p>
物	
品	
数量	
本邦に入国す	<p>に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手続を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、二十歳未満の者が、同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げる物品並びに同表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四・〇四・一          一号及び第二四・〇四・一九号の一に掲げる物品をその入国の際に携帯して輸入し、又は同条の手続を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。</p>
物	
品	
数量	

る者	一 船舶の乗組員（航海日数が一月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一	七五グラム（法の別表第二四〇二・一〇
		四〇四・一九	〇号に掲げる物品のみの場合にあつては
		二四〇二・二	六〇本、同表
			第二四〇四・

る者	一 「同上」	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一	七五グラム（法の別表第二四〇二・一〇
		四〇四・一九	〇号に掲げる物品のみの場合にあつては
		二四〇二・二	六〇本、同表
			第二四〇四・

---

---

---

一一号の二及び第二四〇四  
・一九号に掲げる物品のみ  
の場合にあつては同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の六〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数量。次号から第四号ま

---

---

---

---

---

一一号の二及び第二四〇四  
・一九号の一に掲げる物品  
のみの場合に  
あつては同表  
第二四〇二・  
二〇号に掲げ  
る物品の六〇  
本に相当する  
数量として税  
関長が適当と  
認める数量。  
次号から第四

---

---

	二 船舶の乗 組員（航海 日数が一月 以上三月未 満のものに 限り、退職 により下船 する者を除 く。）						
「略」	品 号に掲げる物 四〇四・一九 一号及び第二	「略」	「略」	法の別表第二 四・〇一項か ら第二四・〇 三項まで、第 二四〇四・一	七五グラム	「略」	「略」
「略」							でにおいて同 じ。）

						二 「同上」	
「同上」	る物品 号の一に掲げ 四〇四・一九 一号及び第二	「同上」	「同上」	法の別表第二 四・〇一項か ら第二四・〇 三項まで、第 二四〇四・一	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」						「同上」	号までにおい て同じ。）

四 航空機の 乗組員（退	三 船舶の乗 組員（航海 日数が三月 以上のもの に限り、退 職により下 船する者を 除く。）			
	「略」	法の別表第二 四・〇一項か	品 号に掲げる物 四〇四・一九	「略」
七五グラム	「略」		七五グラム	「略」

四 「同上」	三 「同上」			
	「同上」	法の別表第二 四・〇一項か	る物品 号の一に掲げ 四〇四・一九	「同上」
「同上」	「同上」		「同上」	「同上」

<p>職により降 機する者を 除く。)</p>	<p>ら第二四・〇 三項まで、第 二四〇四・一 一号及び第二</p>	<p>品 号に掲げる物</p>	<p>四〇四・一九</p>	五 前各号に	<p>法の別表第二 四・〇一項か ら第二四・〇 三項まで、第 二四〇四・一 一号及び第二</p>	<p>掲げる者以 外の者</p>
				「略」		
					二五〇グラム (法の別表第 二四〇二・一 〇号に掲げる 物品のみの場 合にあつては	

	<p>ら第二四・〇 三項まで、第 二四〇四・一 一号及び第二</p>	<p>る物品 号の一に掲げ</p>	<p>四〇四・一九</p>	五 「同上」	<p>法の別表第二 四・〇一項か ら第二四・〇 三項まで、第 二四〇四・一 一号及び第二</p>	
				「同上」		
					二五〇グラム (法の別表第 二四〇二・一 〇号に掲げる 物品のみの場 合にあつては	



品	号に掲げる物	四〇四・一九
二〇号に掲げる物品のみの場合に於ては二〇〇本、同表第二四〇二・	二〇号に掲げる物品のみの場合に於ては二〇〇本、同表第二四〇二・	五〇本、同表

る物品	号の一に掲げる物品	四〇四・一九
二〇号に掲げる物品のみの場合に於ては二〇〇本、同表第二四〇二・	二〇号に掲げる物品のみの場合に於ては二〇〇本、同表第二四〇二・	五〇本、同表

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔3  
〜  
5  
略〕

備考  
〔略〕

〔略〕	
〔略〕	二〇号に掲げる物品の二〇〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数量

〔3  
〜  
5  
同上〕

備考  
〔同上〕

〔同上〕	
〔同上〕	二・二〇号に掲げる物品の二〇〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数量)